

## 朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への定住促進及び世代間で支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、子育て支援、高齢者の独居減少及び家族の支えによる女性の就業支援等を図るために、二世代以上の同居、隣居又は近居（以下「多世代同居等」という。）に伴う住宅のリフォームに要する費用について、その一部を市が予算の範囲内で交付する朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、朝来市補助金等交付規則（平成17年朝来市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅部分と店舗、事務所又は賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分をも有する建築物をいう。
- (4) 共同住宅 個人住宅部分と非個人住宅部分を有し、それぞれが区分登記されており、かつ、個人住宅部分、非個人住宅部分及び玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (5) 住宅 前3号に掲げる建築物をいう。
- (6) リフォーム 住宅の機能の向上のために行う改築、修繕及び設備改善をいう。
- (7) 親世帯 住居を異にする3親等以内で直系の血縁関係にある世帯のうち、世帯主の年齢が最上位のものをいう。
- (8) 子世帯 住居を異にする3親等以内で直系の血縁関係にある世帯のうち、世帯主の年齢が最上位でないもので、かつ、当該世帯の構成員が2人以上のものをいう。
- (9) 同居 市外に居住する親世帯又は子世帯のうち、どちらかの世帯が市外から転入し、市内にある親世帯又は子世帯が居住している住宅に新たに居住

することをいう。

- (10) 隣居 市外に居住する親世帯又は子世帯のうち、どちらかの世帯が市外から転入し、市内にある親世帯又は子世帯が同一敷地内又は隣接敷地内にある2棟以上の建物に居住することをいう。
- (11) 近居 市外に居住する親世帯又は子世帯のうち、どちらかの世帯が市外から転入し、市内にある親世帯又は子世帯が同一の行政区内にある2棟以上の建物に居住することをいう。
- (12) 同一敷地 同居又は隣居をしようとする建物のある敷地で、一体的に利用可能な一団の土地をいう。
- (13) 隣接敷地 同一敷地につながる土地で、道路、河川、田畑等で分断されていない形状のものをいう。
- (14) 行政区 字の区域又は市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、親世帯又は子世帯の世帯員が所有し、かつ、自己の居住部分（共同住宅にあっては個人住宅部分に限る。）及びこれに附属する施設の個人所有部分をリフォームしようとする者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市に住民登録をされている者又は住民登録を予定している者であること。
- (2) 補助の申請を行う年度中に多世代同居、隣居又は近居を行う世帯の者であること。
- (3) 多世代同居等世帯の全員が市税等市の徴収金を滞納していないこと。
- (4) 世帯員が朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市の他の制度による補助を受けているものを除く。

- (1) 次条に規定する施工業者を利用し、かつ、当該工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上の工事
- (2) 補助金交付決定後に着手し、当該工事に着手する年度の末日までに費用の支払が完了する工事

- (3) リフォーム工事で、次に掲げる工事に該当しないもの
- ア 賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅の工事
  - イ 車庫、駐車場又は納屋の工事
  - ウ 申請者が直接施工する工事
  - エ 造園、門扉、堀又は外構の工事
  - オ 増築又はリフォームを伴わない解体工事
- (施工業者)

第5条 施工業者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市内に事業所を有する法人であって、市の法人市民税が課されている法人であること。
- (2) 市内に事業所を有する個人であって、市に住民登録をされている者であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、この告示の施行日以後に新たに多世代同居等をする世帯が行う補助対象工事に要する経費に10分の2を乗じて得た額とし、当該額が20万円を超えるときは、20万円とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象工事が併用住宅を対象とするものである場合において、当該工事に非個人住宅部分を含めた工事が不可避であるときの補助金の額は、工事に要する経費に、個人住宅部分の床面積を建築物全体(非個人住宅部分を含む。)の床面積で除して得た数に10分の2を乗じて得た額とし、当該額が20万円を超えるときは、20万円とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

(補助金申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造工事計画書(工事内容が明らかとなる図面等)
- (2) 工事見積書(工事箇所ごとに金額が分かるもの)
- (3) 補助対象工事を行う住宅の施工予定箇所の写真

(4) 多世代同居等予定者名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

4 交付申請者は、決定通知書を受けるまで補助対象工事に着手してはならない。

（権利譲渡の禁止）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請事項の変更及び承認）

第9条 補助決定者は、その申請事項について、変更又は廃止が生じたときは、速やかに多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金変更申請書（様式第3号）に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、既に決定した補助金の額を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を変更したときは、多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により、その旨を当該補助決定者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の対象となった工事（以下「補助決定工事」という。）の遂行状況に関し、補助決定者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（完了書の提出及び補助金の請求）

第11条 補助決定者は、補助決定工事が完了した後、速やかに多世代同居等住宅リフォーム支援事業工事完了書（様式第5号）及び多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 補助決定工事実施後の住宅の施工箇所の写真
- (3) 多世代同居等世帯全員の住民票
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの  
(決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助決定工事を承認なく変更し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示及び規則に違反したとき。  
(補助金の返還)

第13条 補助決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

年 月 日

朝来市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

連絡先 \_\_\_\_\_

次のとおり補助金の交付を受けたいので、朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に係る審査のために、市が市税等市の徴収金の納付状況確認調査を行うことに同意します。

1 補助申請額	円	
2 工事物件	(所在地) 朝来市	
	(所有者)	
3 工事の内容		
4 着手・完了 予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
5 施工業者	住 所	
	業 者 名	
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 住宅改造工事計画書（図面等） <input type="checkbox"/> 実施前の工事施工箇所写真 <input type="checkbox"/> 工事見積書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 多世代同居、隣居又は近居予定者名簿 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
7 確認事項	上記工事について市の他の制度による助成の有無	有・無
	市税等市の徴収金の滞納の有無	有・無

第 号  
年 月 日

多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付可否決定通知書

様

朝来市長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 審査結果	承認 ・ 却下
2 却下の理由	
3 交付金額	円
4 条件	
5 注意事項	(1) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。 (2) 補助決定工事の遂行の状況に関し、報告を求め、又は実地調査を行うことがある。 (3) 補助決定工事が完了したときは、速やかに住宅リフォーム支援事業工事完了書に関係書類を添えて提出すること。

様式第3号（第9条関係）

多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金変更申請書

年 月 日

朝来市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金について、申請事項を次のとおり変更したいので、朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
2 工事物件	(所在地) 朝来市
	(所有者)
3 変更内容	
4 着手・完了 予定日	着手 年 月 日
	完了 年 月 日 (予定)
5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 住宅改造工事計画書 (図面等) <input type="checkbox"/> 実施前の工事施工箇所写真 <input type="checkbox"/> 工事見積書 <input type="checkbox"/> 多世代同居等予定者名簿 <input type="checkbox"/> その他 ( )



第 号  
年 月 日

多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金変更決定通知書

様

朝来市長



年 月 日付けで変更申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

1 交付金額	円
2 条件	
3 注意事項	(1) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。 (2) 補助対象工事の遂行の状況に関し、報告を求め、又は実地調査を行うことがある。 (3) 補助対象工事が完了したときは、速やかに住宅リフォーム支援事業工事完了書に係る書類を添えて提出すること。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

多世代同居等住宅リフォーム支援事業工事完了書

朝来市長 様

(申請者) 所在地 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金の交付決定を受けた改修工事について、下記のとおり完了しましたので報告します。

1 工事物件	(所在地) 朝来市
	(所有者)
2 工事内容	
3 工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 工事金額	円
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 工事代金領収書 <input type="checkbox"/> 実施後の工事施工箇所写真 <input type="checkbox"/> 多世代同居等世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> その他 ( )

上記のとおり、朝来市住宅リフォーム支援事業に係る工事が完了したことを証明します。

年 月 日

(施工業者) 所在地 朝来市 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

様式第6号（第11条関係）

多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書

年 月 日

朝来市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

記

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった朝来市  
多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金を下記のとおり請求します。

\_\_\_\_\_ 円

補助金振込先

ふりがな	
口座名義人	
金融機関名	
支 店 名	支 店 ・ 支 所
種 類	普 通 ・ 当 座
口座番号	